

放射性物質の農産物等への影響調査について（第143報）

平成25年6月7日

埼玉県は、国の協力を得て東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の農産物等への影響調査を実施しています。

今回の調査では、野菜・果樹、麦、茶、林産物、水産物及び市場流通品について検体を採取し分析を行った結果、全ての検体において基準値を下回りました。

1 野菜・果樹の調査結果

採取日：平成25年6月3日、4日

結果判明日：平成25年6月6日

分析機関：一般財団法人 材料科学技術振興財団

一般財団法人 新日本検定協会 SK横浜分析センター

品目	産地 市町村名	放射性物質 (Bq/kg)		
		放射性セシウム 134	放射性セシウム 137	放射性セシウム 計
ハウレンソウ	朝霞市	<4.03	<5.57	—
	和光市	<5.89	<4.98	—
	新座市	<5.86	<5.77	—
チンゲンサイ	川越市	<5.68	<5.80	—
タマネギ	さいたま市	<4.26	<5.06	—
	本庄市	<3.98	<6.13	—
	深谷市	<4.55	<4.65	—
	久喜市	<4.53	<5.38	—
	幸手市	<4.32	<5.98	—
	鳩山町	<4.13	<5.71	—
	上里町	<5.38	<4.95	—
	寄居町	<4.07	<6.27	—
松伏町	<5.43	<6.45	—	
ニンニク	本庄市	<6.4	<6.4	—
トマト	熊谷市	<4.27	<5.91	—
エダマメ	川越市	<7.8	<8.1	—
インゲン	吉見町	<9.0	<8.3	—
ダイコン	川越市	<4.14	<4.93	—
ジャガイモ	東秩父村	<4.77	<5.68	—
ミツバ	川越市	<5.40	<6.43	—
ルバーブ	秩父市	<7.8	<6.2	—
ウメ	滑川町	<7.4	<6.5	—
	横瀬町	<8.8	<8.1	—
	長瀨町	<8.0	<5.9	—
ブルーベリー	美里町	<5.7	<6.3	—
基準値 (一般食品)				100

※ 「<〇.〇」とは、検査機器で測定できる検出限界値（3.98～9.0Bq/kg）未満であることを示す。

2 麦の調査結果

採取日：平成25年6月5日

結果判明日：平成25年6月6日

分析機関：一般財団法人 新日本検定協会 SK横浜分析センター

品目	産地 市町村名	放射性物質 (Bq/kg)		
		放射性セシウム 134	放射性セシウム 137	放射性セシウム 計
二条大麦	桶川市	<1.3	<1.5	—
基準値 (一般食品)				100

※ 「<0.0」とは、検査機器で測定できる検出限界値 (1.3~1.5Bq/kg)未満であることを示す。

3 茶の調査結果

採取日：平成25年5月30日、6月3日、4日

結果判明日：平成25年6月3日、5日、6日

分析機関：社団法人 埼玉県食品衛生協会 検査センター

品目	生葉 生産地	放射性物質 (Bq/kg)		
		放射性セシウム 134	放射性セシウム 137	放射性セシウム 計
荒茶浸出液 * 飲用状態での検査	本庄市	<1.0	<1.0	—
	皆野町	<1.0	1.3	1.3
		<1.0	<1.0	—
	長瀨町	<1.0	<1.0	—
		<1.0	<1.0	—
基準値 (飲料水)				10

※ 「<1.0」とは、検査機器で測定できる検出限界値 (1.0Bq/kg)未満であることを示す。

* 飲用状態での検査

厚生労働省の「食品中の放射性セシウム検査法」に定められたとおり、荒茶又は製茶を30倍量の湯(90℃)で60秒間浸出させ、40ℓの茶こしでろ過した浸出液をゲルマニウム半導体検出器で検査している。

4 林産物の調査結果

採取日：平成25年5月30日

結果判明日：平成25年5月31日

分析機関：一般財団法人 新日本検定協会 SK横浜分析センター

品目	産地 市町村名	放射性物質 (Bq/kg)		
		放射性セシウム 134	放射性セシウム 137	放射性セシウム 計
タケノコ (ハチク)	飯能市	<6.7	<7.0	—
基準値 (一般食品)				100

※ 「<0.0」とは、検査機器で測定できる検出限界値 (6.7~7.0Bq/kg)未満であることを示す。

5 水産物の調査結果

採取日：平成25年5月29日、30日

結果判明日：平成25年6月1日、5日

分析機関：東北緑化環境保全株式会社

いであ株式会社 食品分析センター

品目	産地 (市町村名)	放射性物質 (Bq/kg)		
		放射性セシウム 134	放射性セシウム 137	放射性セシウム 計
アユ(天然)	荒川(秩父市)	<4.74	<5.24	—
ウナギ(天然)	江戸川(注)(三郷市)	19	41	60
基準値(一般食品)				100

※ 「<0.0」とは、検査機器で測定できる検出限界値(4.74~5.24Bq/kg)未満であることを示す。

(注) 江戸川は、上流から河口域までを一つの漁場として東京都が管理し、関係する3都県(東京都、千葉県、埼玉県)の漁協に対して漁業権を免許していますが、本県江戸川産ウナギの流通実績はありません。

なお、現在3都県が協力して、ウナギの検査を行っており、東京都、千葉県の検査状況が公表されていますので、併せてお知らせします。

東京都ホームページ

<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/whats-new/nousanbutu.html>

千葉県ホームページ

<http://www.pref.chiba.lg.jp/gyoshigen/press/2013/130529toukyouto-unagi.html>

6 市場流通品(一番茶製茶)の調査結果

採取日：平成25年6月4日

結果判明日：平成25年6月4日

分析機関：埼玉県衛生研究所

品目	製造施設 所在地	放射性物質 (Bq/kg)		
		放射性セシウム 134	放射性セシウム 137	放射性セシウム 計
製茶浸出液	狭山市	<0.63	<0.58	—
		<0.54	<0.74	—
* 飲用状態 での検査	入間市	<0.51	<0.43	—
		<0.56	<0.64	—
		<0.54	<0.59	—
基準値(飲料水)				10

※ 「<0.00」とは、検査機器で測定できる検出限界値(0.43~0.74Bq/kg)未満であることを示す。

* 飲用状態での検査

厚生労働省の「食品中の放射性セシウム検査法」に定められたとおり、荒茶又は製茶を30倍量の湯(90℃)で60秒間浸出させ、40メッシュの茶こしでろ過した浸出液をゲルマニウム半導体検出器で検査している。

(注) 検査機関では厚生労働省が示した試験法に基づいて検査を実施しておりますが、食品の放射性物質検査の特性上、検出限界値は、検体や検査機器によって異なります。

【問合せ先】

(野菜・果樹・麦・茶については)

農林部 農産物安全課
有機・安全生産担当 長嶋・中村
直通 048-830-4057
内線 4057
E-mail: a4070-05@pref.saitama.lg.jp

(林産物については)

農林部 森づくり課
森林技術・林業支援担当 阿曾・阿部
直通 048-830-4325
内線 4325
E-mail: a4300@pref.saitama.lg.jp

(水産物については)

農林部 生産振興課
内水面漁場管理委員会・水産担当 飯野・吉田
直通 048-830-4151
内線 4151
E-mail: a4130@pref.saitama.lg.jp

(市場流通品については)

保健医療部 食品安全課
監視・食中毒担当 吉永・渋谷
直通 048-830-3611
内線 3611
E-mail: a3420@pref.saitama.lg.jp